

## モニタリング実施報告書

令和5年度（任意・定期）（指定管理者・本市）モニタリング実施報告書

施設名	那覇市首里金城村屋
所在地	那覇市首里金城町2丁目7番地
指定管理者	名称 首里金城町自治会 代表者 佐久川 馨 住所 那覇市首里金城町3-41 電話 090-1348-2070
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年度間）
モニタリングの実施方針・方法等	令和4年度事業計画書及び施設管理報告書により、「施設の維持管理業務」及び「施設利用許可に関する業務」についてモニタリングシートに基づき、ヒアリングを実施。 実施日：令和5年6月6日 対応者：首里金城町自治会 会長 佐久川 馨
担当部課（問合せ先）	那覇市 都市みらい部 都市計画課 都市デザイン室 TEL：098-951-3246 内線2351 E-mail：t-tosi001@city.naha.lg.jp

### モニタリング総合コメント（指定管理者・本市）

新型コロナウイルス感染症の動向を確認しながら、適宜サークル活動を休止し、良好な管理・運営を行った。利用者収入による収支の黒字化を達成している。

### 今後の業務改善等に向けた方針（指定管理者・本市）

- 1 改善・是正事項  
なし
- 2 課題事項  
なし
- 3 最重要事項  
なし
- 4 その他

<b>1 基本的考え方及び管理体制</b>
<p>那覇市首里金城村屋条例第1条「首里金城地区の歴史文化の伝承と観光振興を図り、また地域住民のふれあいの場とする」ことを設置の目的に掲げており、観光客の休憩所、また、地域のコミュニティ活動の場として利用できるよう、スケジュールを管理し、平等な利用に努めている。</p> <p>施設の管理体制について、常駐職員を配置していないが、管理運営体制として近隣住民（自治会員）が巡視管理を行っており、悪天候時や災害等の緊急時にも対応している。</p>
<b>2 公の施設のサービス向上及び経費削減</b>
<p>当施設は首里金城地区の地域の集会所として、また、観光客の休憩所として活用されており、施設利用のスケジュール管理を会長自ら行い、地域のコミュニティ活動が行われていない時間帯をCM撮影や写真撮影等へ利用許可を出し、多くの方に利用されている。令和4年度には市HPに掲載している利用許可申請証の様式を変更し、パンフレットへ自治会の連絡先、利用料の振込先を掲載し、利用者が分かりやすいよう改善を図った。施設には常駐の職員を配置しておらず、近隣の自治会員によって定期巡回管理を実施することで人件費を抑えている。</p>
<b>3 団体の概要及び管理運営能力（経営状態）</b>
<p>首里金城町自治会は、施設建設当初の平成8年から本市より管理委託を行っており、平成18年からは同施設の指定管理者として、長きに渡り同施設に関する運営実績を有している。</p> <p>年度当初に作成した収支計画に沿って、指定管理料と利用料金収入の範囲で管理運営しており、令和4年度の収支は、38,739円である。</p>